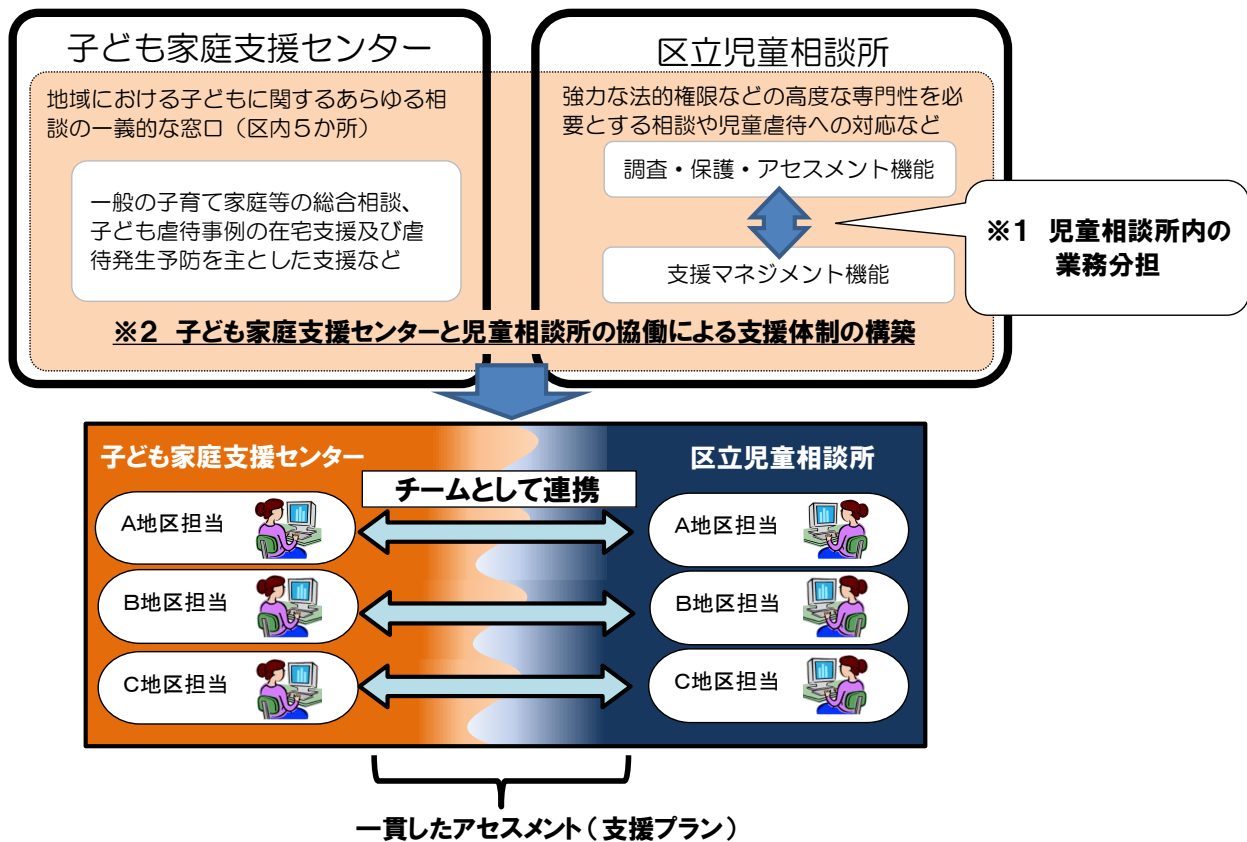


世田谷区立児童相談所の設置について

- 世田谷区は、政令による「児童相談所を設置する市（区）」の指定を受け、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指し、令和2年4月1日に児童相談所を開設します。

＜子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築イメージ＞

子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築により、気軽な相談から虐待等の早期発見・早期対応まで、切れ目のない児童相談行政を実現します。



※1 児童相談所内の業務分担

重篤度や緊急度が高いケースの子どもの安全確認から職権による一時保護や法的対応を行う専任の児童福祉司（調査・保護・アセスメント機能）と、通所指導や施設への入所などの支援を行う専任の児童福祉司（支援マネジメント機能）を設けるなど、児童相談所の機能の分化について児童福祉法改正の主旨を踏まえた人員体制とする。

※2 子ども家庭支援センターと児童相談所の協働による支援体制の構築

子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当地域を定めるなど、顔の見えるチームとして、日常から担当地域の情報共有を行うとともに、合同で支援会議を実施し、相談ケースのアセスメント（支援プラン）の検討を行うことで、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき両機関が協働しながら問題の解決を目指す体制を構築する。

<世田谷区児童相談所の概要>

(1) 開設場所

世田谷区松原6丁目41番7号（世田谷区立総合福祉センター後利用施設内）

(2) 施設概要

敷地面積：2,736.75㎡

延床面積：4,229.63㎡

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）

地上3階、地下1階、塔屋1階

(3) 各階配置イメージ

施設		階数	機能、内容
児童相談所		2, 3F	事務室、相談室 等
子育てステーション梅丘	おでかけひろば	1F	ひろば 等
	ほっとステイ		保育室 等
	保育施設		保育室、調理室 等
	発達相談室		事務室、相談室 等
団体活動支援スペース		1F	会議室、印刷室 等
（仮称）水活動室、団体活動支援スペース		B1F	水活動用プール 等

【建物外観】



【周辺図】



(4) 職員配置

令和元年6月の児童福祉法改正や、昨今の児童虐待通告の著しい増加などに開設当初から対応していくため、実態に即した職員配置を行う。

- ・ 現行法令基準を上回る児童福祉司の配置

現行基準では23人（人口4万人に1人以上の配置）だが、平成30年に示された児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和4年度までに31人（人口3万人に1人以上の配置）⇒令和2年度の開設時から33人配置。

- ・ 弁護士の配置（令和4年4月1日から義務化）

法律に関する専門的な助言や指導などのため、開設時から2人配置。

- ・ 医師の配置（令和4年4月1日から義務化）

子どもの健康診断や医学的判断などのため、開設時から2人配置。

<一時保護所>

一人ひとりの子どもを権利の主体として尊重し、子どもにとって「最善の利益」の実現を目指す。

(1) 世田谷区の目指す一時保護所のあり方

- ・家庭的雰囲気を大切にし、一人ひとりに丁寧に対応する。
- ・子どもが自由に意見を表明する機会を保障し、表明された意見に真摯に対応する。
- ・力による指導や人格を傷つける支援を行わず、虐待から子どもを守る。
- ・職務上知り得た個人情報をも目的外に利用しないことはもちろん、プライバシーに配慮した支援を行う。

(2) 具体的取組み

- ① トラブル回避やプライバシーの確保、精神的な安定の確保等のため、学齡児の居室は、個室として整備する。(間仕切りの移動により、最大26人での利用が可能)
- ② 居住スペースには、職員と子どもが食事を一緒に作ることができる簡易キッチンを設置するとともに、歓談・食事ができるホールを整備する。また、学習室や自由に過ごせるラウンジや、砂遊びやボール遊びができる庭を設けるなど、生活面のメリハリや自由度が広げられる設計とする。

<家庭養育の充実に向けた取組み>

- (1) 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、親子の在宅生活の支援等に取り組むとともに、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組む。
- (2) 国が「新しい社会的養育ビジョン」において示す里親委託率の数値目標(就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上)の早期達成を目指す。

<子どもの権利擁護の取組み>

一時保護された子どもや児童養護施設・里親等に措置された子どもについて、当事者である子ども本人からの意見を酌み取る方策や、子どもの権利を代弁する方策を講じるなど、子どもの権利擁護のための取組みを進める。